

徳島県警察本部告示第4号

次の表の左欄に掲げる警察署の分庁舎をそれぞれ同表の中欄に掲げる位置に置き、その名称をそれぞれ同表の右欄に掲げるとおり定め、令和6年12月2日から使用することとしたので、告示する。

令和6年10月11日

徳島県警察本部長 堺 瑞 崇

警察署名	位置	分庁舎名
徳島県徳島名西警察署	名西郡石井町	石井庁舎
徳島県徳島板野警察署	板野郡板野町	板野庁舎
	板野郡北島町	業務集約センター